

一般社団法人東京電機大学校友会山梨県支部会則

平成 9 年 1 月 2 5 日 制定

平成 1 5 年 3 月 1 6 日 改定

平成 2 6 年 1 2 月 6 日 改定

(名称)

第 1 条 本会は東京電機大学校友会山梨県支部と称する。

(組織)

第 2 条 本会は山梨県に在住する学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）の卒業生を会員として組織する。

(目的)

第 3 条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする。

(事務局所在地)

第 4 条 本会の事務局は、支部長宅に置く。

(役員)

第 5 条 本会には、支部長 1 名、副支部長 2 名、幹事及び相談役若干名の役員を置く。

第 6 条 役員は総会において会員の中から互選し、その任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 7 条 支部長は本会を代表し、会務を総括し、幹事会の議長となり、副支部長は支部長を補佐する。尚、幹事会は本会の運営に当たる。

(会合)

第 8 条 本会の会合は次の通りとする。

- (1) 総 会 原則として毎年 1 回支部長が召集し、会務報告その他必要事項を審議する。
- (2) 幹事会 必要に応じて支部長が召集し、会務を処理する。
- (3) その他 支部長が必要と認める場合は、総会、幹事会以外の会合を召集することが出来る。

第 9 条 総会、幹事会とも出席人数をもって成立し、この決議は出席人数の過半数の賛成がなければならない。

(会費)

第 1 0 条 本会の会費は原則として徴収しない。ただし、総会、幹事会などに必要な経費はその都度徴収する。

(補則)

第 1 1 条 本会則の改正は総会の決議を要する。

第 1 2 条 本会則は平成 2 6 年 1 2 月 6 日より施行する。